

議第68号

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第4号中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同項第18号ア中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

(滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第6項第4号ア中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

(滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第9号中「の特別養護老人ホーム」の右に「(地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下この号において同じ。)」を加える。

別表第3第2項第3号中「規定する小規模多機能型居宅介護をいう」の右に「。以下同じ」を、「事業所、」の右に「指定看護小規模多機能型居宅介護(」を、「複合型サービスをいう」の右に「。)のうち、訪問看護(同条第4項に規定する訪問看護をいう。)および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう」を加え、「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改め、同項第4号中「、第6号および第9号」を「および第6号」に改め、「この場合において」の右に「、同項第9号中「第3号」とあるのは「別表第3第2項

第4号において準用する第3号」と、「前号」とあるのは「同項第4号において準用する前号」とを加える。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第19項中「およびエ」を「およびオ」に改める。

付則第23項中「別表第1第1項第3号ク」を「別表第1第1項第3号ケ」に改める。

別表第1第1項第2号イを次のように改める。

イ 指定訪問介護事業者が第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に係る指定事業者(以下この項において「指定第1号訪問事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号訪問事業に係る設備に関する基準(規則で定めるものに限る。)を満たすことをもって、アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第1第1項第3号ウ中「指定介護予防訪問介護事業者」を「指定第1号訪問事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第1号訪問事業」に、「および指定介護予防訪問介護」を「または第1号訪問事業」に改め、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、同号キ中「指定介護予防訪問介護事業者」を「指定第1号訪問事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス基準条例別表第1第1項第3号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からエまでおよびカに規定する基準」を「法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号訪問事業に係る従業者に関する基準(規則で定めるものに限る。)」に、「エまでおよびカに規定する基準を満たしている」を「オまでおよびキに規定する基準を満たしている」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エ中「ウ」の右に「およびエ」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 次のいずれにも該当する指定訪問介護事業所において、第6号アおよびイに定めるサービス提供責任者の業務が効率的に行われていると認められる場合にあつては、ウの規定にかかわらず、サービス提供責任者の数は、利用者の数を50で除して得た数(その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上とすることができる。

(ウ) 当該指定訪問介護事業所の常勤のサービス提供責任者の数が3人以上であること。

(イ) (ア) のサービス提供責任者のうち、当該業務に主として従事する者の数が1人以上であること。

別表第1第1項第6号イ(ウ)中「居宅介護支援事業者が、利用者に係る指定居宅サービス等の担当者」を「指定居宅介護支援事業者が居宅サービス計画の作成のために、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者ならびに利用者およびその家族」に改め、同表第2項第1号イを次のように改める。

イ 基準該当訪問介護の事業と第1号訪問事業（旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号訪問事業に係る設備に関する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第1第2項第2号オ中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス基準条例別表第1第2項第2号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からウまでに規定する従業者に関する基準」を「法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号訪問事業に係る従業者に関する基準（規則で定めるものに限る。）」に改め、同号カ中「前項第3号クからコまで」を「前項第3号ケからサまで」に改める。

別表第2第1項第3号カ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に改め、同表第2項第2号ウ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改める。

別表第3第1項中「図り」の右に「、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すことができるよう」を加え、同表第3項第9号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定複合型サービスのうち、訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。以下同じ。）の」に改め、同項第10号中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に改める。

別表第4第1項中「ができるよう、心身の機能の維持回復を図るため」を「および利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すことができるよう」に改め、同表第4項第3号中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改め、同表第5項第1号中「当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて」を「次に掲げるところにより、」に改め、同号に次のように加える。

ア 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境

を踏まえて作成すること。

イ リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「医師等」という。）ならびに利用者およびその家族により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の病状等に関する情報をリハビリテーションに関する専門的な見地から医師等ならびに利用者およびその家族が共有するよう努めること。

別表第4第5項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーション事業者が別表第7第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、訪問リハビリテーション計画と同表第4項第1号に規定する通所リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあつては、同号（イを除く。）および同項第4号において準用する別表第1第1項第6号ア（イ）から（ロ）までに規定する通所リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号（イを除く。）および次号において準用する同項第6号ア（イ）から（ロ）までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第5第4項第5号中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改める。

別表第6第1項第1号中「維持」の右に「および生活機能の維持または向上」を加え、同項第2号エを次のように改める。

エ 指定通所介護事業者は、ウただし書の場合（指定通所介護事業者が、夜間および深夜に当該指定通所介護事業所の設備を当該指定通所介護事業所の用途以外の用途（宿泊サービスの事業の用途に限る。）に供する場合に限る。）においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該サービスの内容その他必要な事項を知事に届け出ること。

別表第6第1項第2号に次のように加える。

オ 指定通所介護事業者が第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に係る指定事業者（以下この項において「指定第1号通所事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る設備に関する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第6第1項第3号エ中「指定介護予防通所介護事業者」を「指定第1号通所事業者」に、

「指定介護予防通所介護の事業」を「第1号通所事業」に、「または指定介護予防通所介護」を「または第1号通所事業」に改め、同号サ中「指定介護予防通所介護事業者」を「指定第1号通所事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス基準条例別表第6第1項第3号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からコまでに規定する従業者に関する基準」を「法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る従業者に関する基準（規則で定めるものに限る。）」に改め、同号シ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に改め、同項第8号中「準用する第16号イ」との右に「、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と」を加え、同表第2項第1号中「維持」の右に「および生活機能の維持または向上」を加え、同項第3号ウ中「前項第2号ウ」の右に「およびエ」を加え、同項第4号カ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に改め、同項第10号中「準用する第16号イ」との右に「、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号ウにおいて準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と」を加え、同表第3項第1号エを次のように改める。

エ 基準該当通所介護の事業と第1号通所事業（旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る設備に関する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第6第3項第2号エ中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1号通所事業」に、「または基準該当介護予防通所介護」を「または第1号通所事業」に改め、同号コ中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス基準条例別表第6第2項第2号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からケまでに規定する従業者に関する基準」を「法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る従業者に関する基準（規則で定めるものに限る。）」に改め、同号サ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改める。

別表第7第1項中「営むこと」の右に「および利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すこと」を加え、「、心身の機能の維持回復を図るため」を削り、同表第3項第7号中「別表第1第1項第3号ケおよびコ」を「別表第1第1項第3号コおよびサ」に改め、同表第4項第1号中「診療または運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて」を「次に掲げるところにより、」に改め、同号に次のように加える。

ア 診療または運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて作成すること。

イ リハビリテーション会議の開催により、利用者の心身の状況等に関する情報をリハビリテーションに関する専門的な見地から医師等ならびに利用者およびその家族が共有するよう努めること。

別表第7第4項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、通所リハビリテーション計画と訪問リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあっては、別表第4第5項第1号（イを除く。）および同項第4号において準用する別表第1第1項第6号ア（イ）から（エ）までに規定する訪問リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号（イを除く。）および次号において準用する同項第6号ア（イ）から（エ）までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第8第1項第4号ス中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に改め、同項第5号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 指定短期入所生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業所（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例（平成26年滋賀県条例第74号）別表第1項第2号に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、利用者の状況または利用者の家族等の事情により、当該利用者に対し居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を緊急に提供する必要があると認めた場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、ウ本文の規定にかかわらず、利用定員を超えて静養室において指定短期入所生活介護を提供することができる。

別表第8第1項第12号中「別表第8第1項第5号エ」を「別表第8第1項第5号オ」に改め、同表第2項第4号エ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に改め、同項第6号エ中「利用者」の「を」を「利用者」に改め、同項第9号中「エを」を「エおよびオを」に改め、同表第3項第1号中「指定通所介護事業所もしくは」を「指定通所介護事業所、」に、「または社会福祉法」を「もしくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）または社会福祉法」に改め、同項第4号カ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改め、同項第6

号中「第5号、」を「第5号（オを除く。）、」に改め、「第3項第6号」との右に「、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

別表第9第1項第2号ア(㊦)中「6.4平方メートル」の右に「以上」を加え、同項第3号カおよび同表第2項第3号エ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改める。

別表第10第1項第3号ク(イ)を次のように改める。

(イ) 看護職員および介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数と介護予防サービス利用者の数に10分の3を乗じて得た数とを合計した数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

別表第10第1項第3号セ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 削除

別表第10第1項第8号中「別表第1第1項第7号(」を「別表第1第1項第5号、第7号(」に、「従業者」と、別表第1第1項第7号イ」を「従業者」と、別表第1第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ」に、「別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録および省令第64条第3号に規定する書類」を「および別表第10第1項第4号ケの規定による結果の記録」に改め、同表第2項第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表第10第2項第4号コ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第1第1項第3号ケからサまで」に、「同号ケ」を「同号コ」に改め、同項第7号中「前項第5号ア、第6号」を「前項第6号」に、「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録および省令第64条第3号に規定する書類」を「および別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第4号ケの規定による結果の記録」に、「準用する第16号イ」を「準用する第16号イ」に改める。

別表第11第1項第3号エ中「ウ」を「エ」に、「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまで」に、「同号コ」を「同号サ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。

別表第11第2項第1号イ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまでならびに前項第3号アおよびイ」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまでならびに前項第3号アからウ

まで」に、「別表第1第1項第3号中」を「同表第1項第3号中」に、「同号コ」を「同号サ」に改める。

別表第12第3項第4号中「別表第1第1項第3号オおよびクからコマで」を「別表第1第1項第3号カおよびケからサまでならびに別表第11第1項第3号ウ」に、「同号中」を「別表第1第1項第3号中」に、「同号コ」を「同号サ」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例（平成26年滋賀県条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第6号ウ(ト)中「(タ)」を「(チ)」に、「(チ)後段」を「(ツ)後段」に改め、同号ウ中(ト)を(チ)とし、(チ)を(ト)とし、(ツ)を(チ)とし、(チ)を(ツ)とし、(タ)の次に次のように加える。

(チ) 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等の事業に係るサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画が作成されているときは、当該計画を作成した事業者に対して、当該計画の提出を求めること。

別表第1項第12号イ(ア)中「第6号ウ(チ)後段」を「第6号ウ(ツ)後段」に改め、同項第17号に次のように加える。

ウ 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第1項に規定する会議から同条第3項の規定による資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めること。

別表第2項中「第6号ウ(チ)後段」を「第6号ウ(ツ)後段」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第2号および第3号中「理学療法士もしくは作業療法士」を「理学療法士等」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第3条第6号を次のように改める。

(6) 削除

付則第2項中「別表第6第1項第7号ア」を「別表第7第7項第1号」に改める。

付則第20項中「別表第1第1項第6号ウ(※)」を「別表第2第1項第6号カ」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2第1項第3号ア中「看護職員」を「看護職員等（看護職員）」に改め、「介護職員」の右に「をいう。以下この表において同じ。）」を加え、同号イおよびウ中「看護職員および介護職員」を「看護職員等」に改め、同号中オを削り、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

別表第2第1項第3号に次のように加える。

カ 管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

キ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を適切に提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、看護職員等の勤務の体制を定めること。

ク 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

別表第2第1項第6号を削り、同項第5号中イを削り、アをエとし、同号にアからウまでとして次のように加え、同号を同項第9号とする。

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護職員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うこと。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備および備品について、衛生的な管理に努めること。

ウ 看護職員等は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講ずること。

別表第2第1項第4号イを次のように改める。

イ 利用者の介護予防に資するよう、指定介護予防訪問入浴介護の目標を設定し、計画的

に提供すること。

別表第2第1項第4号に次のように加える。

- ウ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識すること。
- エ 利用者がその有する能力を最大限活用することが可能な方法により行うよう努めること。
- オ 利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮すること。
- カ 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の看護職員等によって指定介護予防訪問入浴介護を提供すること。
- キ 看護職員等は、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について適切に説明すること。
- ク 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ケ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス担当者会議（介護予防支援事業者が、利用者に係る指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。
- コ 指定介護予防訪問入浴介護の内容について、自ら評価を行うとともに、常にその改善を図ること。

別表第2第1項第4号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 運営規程の整備等

- ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。
- イ 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (ア) 事業の目的および運営の方針
 - (イ) 従業者の職種、員数および職務の内容
 - (ウ) 指定介護予防訪問入浴介護を提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域
 - (エ) 指定介護予防訪問入浴介護の内容および利用料その他の費用の額
 - (オ) 指定介護予防訪問入浴介護を利用するに当たっての留意事項
 - (カ) 緊急時における対応方法
 - (キ) その他指定介護予防訪問入浴介護事業所の運営に関する重要事項
- ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護職員等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとしなないこと。

(8) 人権への配慮等

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

別表第 2 第 1 項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) サービスの提供

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みをした者（以下「利用申込者」という。）またはその家族に対し、第 7 号アに規定する運営規程の概要、看護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該利用申込者の同意を得ること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒まないこと。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡その他の必要な措置を速やかに講ずること。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められたときは、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格ならびに要支援認定の有無および有効期間を確認すること。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めること。

カ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定の申請について、次に掲げるところにより、必要な援助を行うこと。

(㊦) 要支援認定を受けていない利用申込者について、要支援認定の申請が行われている

かどうかを確認し、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに行うこと。

(イ) 介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていないこと等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるようにすること。

キ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の9第1号ハおよびニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿って指定介護予防訪問入浴介護を提供すること。

ク 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。

ケ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始の際に、利用申込者が介護予防サービス費の支給を受けていない場合は、介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行うこと。

コ 看護職員等は、その身分を証する書類を携行し、初めて利用者の居宅を訪問した時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すること。

サ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日およびその内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載すること。

シ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

ス 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に当たっては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(5) 利用料等の受領

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から利用料（同条第1

項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額(同条第2項第1号または第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、アおよびイの支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、ウの費用の額に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対して当該便宜の内容および費用について説明し、当該利用者の同意を得ること。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、アからウまでの支払を受ける額のほか、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用の額の支払を利用者から受けることができる。この場合においては、エの規定を準用する。

カ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の額の支払を受けたときは、その提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、利用料の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に対し交付すること。

別表第2第1項に次の7号を加える。

(10) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(11) 記録の整備

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、設備、備品、従業者および会計に関する記録を整備すること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供が終了した日から2年間保存すること。

(ア) 第4号シの規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録

(イ) 第14号イの規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

(ウ) 第15号イの規定による苦情の内容等の記録

(エ) 第16号イの規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

(12) 秘密保持等

ア 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないこと。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を提供する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族に関する情報を提供する場合は当該家族の同意を、あらかじめ、それぞれ文書により得ること。

(13) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。

(14) 事故発生時の対応

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、アの事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

(15) 苦情への対応

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、アの苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村が行う利用者からの苦情に関する調査に協力すること。

エ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

オ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村から求めがあったときは、エの改善の内容を市町村に報告すること。

カ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力すること。

キ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会から法第176条第1項第3号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

ク 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、キの改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告すること。

(16) 連携等

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村、介護予防支援事業者、他の介護予防サービス事業を行う者（以下「介護予防サービス事業者」という。）その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

（ア） 正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるときまたは要介護状態になったと認められるとき。

（イ） 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

ウ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。

別表第2第2項第2号ア中「、看護職員および介護職員」を「および看護職員等」に改め、同号ウ中「およびイ」を「からウまで」に、「別表第1第1項第3号クからコまでおよび同表第2項第2号エならびに前項第3号イ」を「前項第3号イおよびカからクまで」に改め、後段を削り、同号ウを同号エとし、同号イ中「除く。）およびウ」を「除く。）およびエ」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

別表第2第2項第3号中「別表第1第1項第4号（ケおよびコを除く。）」を「前項第1号、第4号（ケを除く。）」に改め、「、第6号ウ（（イ）、（ウ）および（カ）を除く。）、第7号から第11号（イ（ア）を除く。）まで、第12号」および「ならびに前項第1号、第4号アおよび第5号ア」を削り、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員および介護職員」と、同表第1項第4号ア」を「同項第4号ア」に、「別表第2第2項第3号」を「次項第3号」

に、「同号シ」を「同号サ」に、「指定訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「およびオ」を「およびカ」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「交通費」とあるのは「交通費および利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用」と、同項第6号ウ(ニ)中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮する」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項およびサービスの利用に当たっての留意事項を」と、同項第9号イ中「設備」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備」と、同号ウ中「医師」を「同項第9号ウ中「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」に改め、「医師または」を削り、「同項第11号イ(イ)」を「同項第11号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改める。

別表第3第3項第3号ア中「常勤換算方法」の右に「(事業所の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。)」を加え、同項第8号中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第2第1項第3号エおよびカからクまで」に、「同号中「訪問介護員等」を「同号キ中「看護職員等」に改め、「看護職員等」の右に「(別表第3第3項第2号に規定する看護職員等をいう。以下この表において同じ。)」を加え、同表第4項第2号中「前号」を「前2号」に、「別表第1第1項第4号」を「別表第2第1項第4号」に改め、「、同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と」を削り、「同号セ」を「同号ス」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護職員等に、その同居の家族である利用者に対して介護予防訪問看護を提供させないこと。

別表第3第5項第1号中「利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて」を「次に掲げるところにより、」に改め、同号に次のように加える。

ア 利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて作成すること。

イ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。

ウ 介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

エ 介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。

オ 介護予防訪問看護計画書の作成後、サービスの提供を行う期間が満了するまでに、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握を行うこと。

カ 提供した指定介護予防訪問看護の内容その他必要な事項を記載した介護予防訪問看護

報告書を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について、当該介護予防支援事業者に報告すること。この場合において、必要があると認められるときは、当該介護予防訪問看護計画書の変更を行うものとする。

キ アからオまでの規定は、カ後段の変更について準用する。

別表第3第5項第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表第3第5項第3号中「前2号」を「第1号」に改め、同項第5号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めること。

別表第3第5項第6号中「別表第1第1項第6号ア(イ)から(ロ)までおよび(ハ)ならびにウ(ア)、(ウ)から(オ)まで、(キ)から(ク)までおよび(ケ)」を「別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからコまで」に、「同号中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と、同号ウ(オ)中「主体的に事業に参加するよう」とあるのは「その有する能力を最大限活用することができるよう」と、同号ウ(ク)」を「同号キ」に、「同号ウ(ロ)」を「同号ケ」に改め、同表第6項中「別表第1第1項第5号、第7号から第11号(イ(ア)を除く。)までおよび第12号」を「別表第2第1項第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)を除く。)から第9号(エを除く。)までおよび第10号」に改め、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員等」と」を削り、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同号ウ」に改め、「とともに」との右に「、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と」を加え、「別表第3第5項第5号イ」を「別表第3第5項第1号に規定する介護予防訪問看護計画書および同号カに規定する介護予防訪問看護報告書ならびに同項第5号ウ」に改め、「、「介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書」を削り、「同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「別表第3第4項第2号」を「別表第3第4項第3号」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ロ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ロ)」に改める。

別表第4第4項第3号中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第2第1項第3号カからクまで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同表第5項第1号中「利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて」を「次に掲げるところにより、」に改め、同号に次のように加える。

ア 利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて作成すること。

イ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。

ウ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

エ 介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。

オ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成後、サービスの提供を行う期間が満了するまでに、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（カにおいて「実施状況把握」という。）を行うこと。

カ 実施状況把握の結果を記録し、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。この場合において、必要があると認められるときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

キ アからオまでの規定は、カ後段の変更について準用する。

別表第4第5項第2号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めること。

別表第4第5項第3号中「前2号」を「前3号」に、「別表第1第1項第6号ア（ア）および（カ）を除く。）およびウ（イ）および（ク）を除く。）」を「別表第2第1項第6号イからエまでおよびカからコまで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号ウ（ク）」を「同号キ」に、「同号ウ（ニ）中」を「同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議等を」と、「」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が別表第7第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援事業者が当該指定介護予防支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の担当職員（指定介護予防支援の提供に当たる保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する者に限る。以下同じ。）、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「医師等」という。）ならびに利用者およびその家族により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、介護予防訪問リハビリテーション計画と別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあつては、同号および同項第4号において準用する第1号イからエまでに規定する介護予防通所リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号（オからキまでを除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第4第6項中「別表第1第1項第4号（コを除く。）、第5号、第7号（イ（カ）および

オを除く。)から第9号(ウを除く。)まで」を「別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにオを除く。)から第9号(ウおよびエを除く。)まで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号セ」を「同号ス」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同項第11号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防訪問リハビリテーション計画」を「同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第4第5項第1号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画を」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改める。

別表第5第4項第5号中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第2第1項第3号カからクまで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同表第5項第4号中「別表第1第1項第6号ウ(ア)、(ウ)、(ニ)、(キ)、(コ)および(カ)」を「別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ケおよびコ」に、「同号ウ(キ)中「訪問介護員等」を「同号カ中「看護職員等」に、「同号ウ(ニ)」を「同号ケ」に改め、同表第6項中「別表第1第1項第4号(クからコまでを除く。)、第5号、第7号(イ(オ)およびオを除く。)から第9号(ウを除く。)まで、第10号および第11号(イ(ア)を除く。)」を「別表第2第1項第4号(クおよびケを除く。)、第5号(オを除く。)、第7号(イ(オ)および(カ)ならびにオを除く。)から第9号(ウおよびエを除く。)までおよび第10号」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号サ」を「同号コ」に、「同号セ」を「同号ス」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同項第11号イ(イ)」を「同項第9号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ニ)中「第15号イ」を「同号イ(ウ)中「第15号イ」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

別表第7第3項第7号中「別表第1第1項第3号ケおよびコ」を「別表第2第1項第3号キおよびク」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同表第5項中「別表第1第1項第4号(コおよびサを除く。)、第5号」を「別表第2第1項第4号(コを除く。)、第5号(オを除く。)」に、「(イ(オ))」を「(イ(カ))」に改め、「、第9号ウ」および「ならびに別表第6第1項第4号、第6号および第7号」を削り、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号ア」に、「別表第7第5項」を「別表第7第8項」に、「同号セ」を「同号ス」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「、サービスの利用に当たっての留意事項」を削り、「同項第11号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション計画」と、同

号イ(イ)」を「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第7第5項第1号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画を」と、同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改め、「、別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」と」を削り、同項を同表第8項とし、同表第4項第2号中「前号」を「前3号」に、「別表第1第1項第6号ア(ア)を除く。)およびウ(イ)を除く。)ならびに別表第6第1項第5号イ」を「別表第2第1項第6号(アおよびオを除く。)ならびに別表第4第5項第1号イからキまでおよび第2号ア」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第6号ア(ウ)中「ア)」とあるのは「(イ)」と、同号ウ(ウ)」を「別表第2第1項第6号ウ」に、「同号ウ(キ)」を「同号カ」に、「同号ウ(ク)」を「同号キ」に、「同号ウ(ニ)中」を「同号ケ中「等を」とあるのは「、別表第4第5項第3号に規定するリハビリテーション会議(医師が参加したものに限る。)等を」と、」に、「同号ウ(サ)」を「同号コ」に改め、「、常に」と」の右に「、別表第4第5項第1号エ中「交付する」とあるのは「交付するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始したときは、利用者の状態、利用者へのサービスの提供の状況等について、1月に1回以上、当該利用者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第7第5項第1号および同項第4号において読み替えて準用するイ」と、同項第2号ア中「努める」とあるのは「努めるとともに、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行う」と」を加え、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果が最大限に発揮されるよう、次に掲げる事項に留意すること。

ア 介護予防支援において把握された解決すべき課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟に行うよう努めること。

イ 運動器の機能の向上、栄養状態の改善または口腔機能くわうの向上に係るサービスの提供に当たっては、介護予防の観点から、その有効性が実証されている方法等により適切に行うこと。

ウ 利用者の安全に最大限に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴うサービスの提供を行わないこと。

エ 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、これを従業者に周知するとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めること。

オ 利用者の転倒を防止するための環境の整備に努めること。

カ サービスを提供する日ごとに利用者の体調を確認するとともに、当該利用者に過度な負担とならないよう努めること。

キ 利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講ずること。

- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、医師等が利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を共有するとともに、介護予防通所リハビリテーション計画と介護予防訪問リハビリテーション計画との整合性が確保されている場合にあつては、別表第4第5項第1号（オからキまでを除く。）に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画等に関する基準を満たすことをもって、第1号および次号において準用する同項第1号イからエまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第7第4項を同表第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

6 衛生管理等

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行うこと。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の衛生管理等については、別表第2第1項第9号ウの規定を準用する。この場合において、同号ウ中「看護職員等」とあるのは「従業者」と、「医師または省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医療機関」とあるのは「医師」と読み替えるものとする。

7 非常災害対策

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に従業者に周知すること。
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

別表第7第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行わないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

別表第8第1項第3号オ(イ) a中「別表第6第1項第7号ア」を「別表第7第7項第1号」に改め、同号オ(イ) b中「別表第6第1項第7号エ」を「別表第7第7項第4号」に、「同号ア」を「同項第1号」に改め、同項第4号ス中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第2第1項第3号エおよびカからクまで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同項第5号イ中「別表第1第1項第7号ア」を「別表第2第1項第7号ア」に改め、同号エ中「ウ」を「エ」に、「別表第1第1項第4号イ」を「別表第2第1項第4号イ」に、「シおよびス」を「サおよびシ」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員が、利用者の状況または利用者の家族等の事情により、当該利用者に対し介護予防サービス計画に位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を緊急に提供する必要があると認めた場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、ウ本文の規定にかかわらず、利用定員を超えて静養室において指定介護予防短期入所生活介護を提供することができる。

別表第8第1項第6号カ中「別表第1第1項第5号オ」を「別表第2第1項第5号カ」に改め、同項第7号ウ中「別表第1第1項第6号ア(イ)から(ニ)までおよびウ(イ)、(カ)および(ケ)を除く。」を「別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコならびに別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア」に、「同号中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第6号中「看護職員等」に、「同号ウ(キ)」を「同号カ」に、「同号ウ(カ)」を「同号コ」に改め、同項第12号中「別表第1第1項第7号、」を「別表第2第1項第7号、」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第7号イ」を「別表第2第1項第7号イ」に改め、「サービスの利用に当たっての留意事項」を削り、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「医師」を「第140条の4第1項第11号」に改め、「医師または省令」および「に規定する協力医療機関」を削り、「別表第8第1項第7号イ(ウ)」を「別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「別表第8第1項第5号エ」を「別表第8第1項第5号オ」に、「同号イ(ウ)中「第14号イ」を「同号イ(イ)中「第14号イ」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改め、同表第2項第4号エ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第2第1項第3号エおよびカからクまで」に、「別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」を「同

表第1項第3号中「看護職員等」に改め、同項第5号イ中「別表第1第1項第6号ア(イ)から(ウ)までおよびウ(イ)、(カ)および(ク)を除く。」を「別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ、別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア」に、「別表第1第1項第6号中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第6号中「看護職員等」に、「同号ウ(キ)」を「同号カ」に、「同号ウ(ク)」を「同号コ」に改め、同項第9号中「別表第1第1項第4号イ」を「別表第2第1項第4号イ」に、「シおよびス、第5号オ」を「サおよびシ、第5号カ」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項」に、「エを」を「エおよびオを」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第7号イ」を「別表第2第1項第7号イ」に改め、「サービスの利用に当たつての留意事項」を削り、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「医師」を「第140条の4第1項第11号」に改め、「医師または省令」および「に規定する協力医療機関」を削り、「同表第1項第7号イ(ウ)」を「同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)」に、「同号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)中「第14号イ」を「同号イ(イ)中「第14号イ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(エ)」に改め、同表第3項第1号中「指定介護予防通所介護事業所もしくは」を削り、「または社会福祉法」を「もしくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)または社会福祉法」に、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同項第3号アただし書および第4号ウ中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同号カ中「別表第1第1項第3号クからコまでおよび同表第2項第2号エ」を「別表第2第1項第3号カからクまでおよび同表第2項第2号イ」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同項第5号中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同項第6号中「別表第1第1項第4号イ」を「別表第2第1項第4号イ」に、「シおよびス、第5号オ、第6号ア(イ)から(ウ)までおよびウ(イ)、(カ)および(ク)を除く。」を「サおよびシ、第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項」に、「エを」を「オを」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第4号シ」を「別表第2第1項第4号サ」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同項第5号オ」を「同項第5号カ」に、「同項第6号ア(ウ)および(エ)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と、同号ウ(キ)」を「同項第6号カ」に、「同号ウ(ク)」を「同号コ」に改め、「サービスの利用に当たつての留意事項」を削り、「医師」を「省令第140条の4第1項第11号に規定する協力医

療機関」に改め、「医師または」を削り、「同表第1項第7号イ(ウ)」を「同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画および同号イ(ウ)」に、「同号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と、同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)中「第14号イ」を「同号イ(イ)中「第14号イ」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(カ)」を「同号イ(ニ)」に改め、「準用する第16号イ」と」の右に「、別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第8第3項第6号において準用する同表第1項第7号アに規定する介護予防短期入所生活介護計画」と」を、「第3項第6号」と」の右に「、同号エ中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

別表第9第1項第2号ア(ニ)中「6.4平方メートル」の右に「以上」を加え、同項第3号カ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第2第1項第3号カからクまで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同項第4号ウ中「別表第1第1項第4号イ」を「別表第2第1項第4号イ」に、「シおよびス」を「サおよびシ」に改め、同項第7号中「別表第1第1項第5号オ、第6号ア(イ)から(ニ)までおよびウ(イ)、(カ)および(ク)を除く。」を「別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ」に、「(イ(カ)」を「(イ(カ)」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第6号ア(ウ)および(ニ)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同号ウ(キ)」を「別表第2第1項第6号カ」に、「同号ウ(ク)」を「同号キ」に、「同号ウ(サ)」を「同号コ」に改め、「ならびに施設の利用に当たっての留意事項」を削り、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「ならびに別表第9第1項第7号」の右に「において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第1項第7号」を加え、「同号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)中「第14号イ」を「同号イ(イ)中「第14号イ」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(カ)」を「同号イ(ニ)」に、「別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」を「別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第1項第7号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」に改め、「療養室等」と」の右に「、同項第7号アおよびイ(ア)中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と」を加え、同表第2項第3号エ中「別表第1第1項第3号クからコまで」を「別表第2第1項第3号カからクまで」に、「別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第3号中「看護職員等」に改め、同項第4号イ中「別表第1第1項第4号イ」を「別表第2第1項第4号イ」に、「シおよびス」を「サおよ

びシ」に改め、同項第5号中「別表第1第1項第5号オ、第6号ア(イ)から(ニ)までおよびウ(イ)、(カ)および(ク)を除く。」を「別表第2第1項第5号カ、第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ」に、「(イ(カ))」を「(イ(カ))」に、「、第11号」を「ならびに第11号」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第4第5項第1号イからエまでおよび第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項」に、「および第11号」を「ならびに第11号」に、「および第8号ア」を「ならびに第8号ア」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第6号ア(ウ)および(ニ)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同号ウ(キ)」を「別表第2第1項第6号カ」に、「同号ウ(ク)」を「同号キ」に、「同号ウ(カ)」を「同号コ」に改め、「ならびに施設の利用に当たっての留意事項」を削り、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「ならびに別表第9第2項第5号」の右に「において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画および別表第9第2項第5号」を加え、「同号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と、同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)中「第14号イ」を「同号イ(イ)中「第14号イ」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(カ)」を「同号イ(ニ)」に、「別表第6第1項第6号ア中「講ずる」とあるのは「講ずるとともに、医薬品その他の医療品の管理を適正に行う」を「別表第4第5項第1号ウおよびエ中「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「別表第9第2項第5号において読み替えて準用する別表第8第1項第7号アに規定する介護予防短期入所療養介護計画」に改め、「療養室等」と」の右に「、同項第7号アおよびイ(ア)中「介護予防短期入所生活介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と」を加える。

別表第10第1項第3号ウを次のように改める。

ウ 看護職員および介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数(その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上とすること。

別表第10第1項第3号ク(イ)を次のように改める。

(イ) 看護職員および介護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数に10分の3を乗じて得た数と居宅サービス利用者の数とを合計した数を3で除して得た数(その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上とすること。

別表第10第1項第3号セ中「別表第1第1項第3号クからコまでおよび同表第2項第2号エ」を「別表第2第1項第3号カからクまでおよび同表第2項第2号イ」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同項第4号ア中「別表第1第7号ア」を「別表第2第1項第7号ア」に改め、同号コ中「別表第1第1項第4号イ」を「別表第2第1項第4号イ」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 削除

別表第10第1項第6号ウ中「別表第1第1項第6号ウ(ア)、(ウ)から(カ)まで、(ク)および

(オ)」を「別表第2第1項第6号イからエまで、キおよびコ、別表第4第5項第2号ア」に、「別表第1第1項第6号ウ(ク)中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第6号キ中「看護職員等」に、「同号ウ(オ)」を「同号コ」に改め、同項第7号ウ中「別表第1第1項第16号」を「別表第2第1項第16号」に改め、同項第8号中「別表第1第1項第7号(」を「別表第2第1項第5号(オを除く。)、第7号(」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第7第6項(第3号を除く。))および第7項」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第7号イ」を「別表第2第1項第5号ウ中「通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を提供するために要した交通費」とあるのは「提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代その他指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、同項第7号イ」に改め、「、施設の利用に当たっての留意事項」を削り、「医師」を「省令第140条の4第1項第11号」に改め、「医師または」および「に規定する協力医療機関」を削り、「別表第10第1項第5号イの規定による利用者の同意等の書類、同項第8号」を「別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同項第6号ウ」に、「同号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防特定施設サービス計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」を「同号イ(ア)中「第4号シ」に、「同号イ(ウ)中「第14号イ」を「同号イ(イ)中「第14号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第8号」を「同号イ(エ)中「第16号イ」とあるのは「別表第10第1項第7号ウ」に改め、同表第2項第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表第10第2項第4号コ中「別表第1第1項第3号クからコマまでおよび同表第2項第2号エ」を「別表第2第1項第3号カからクまでおよび第2項第2号イ」に、「別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」を「同表第1項第3号中「看護職員等」に、「同号ケ中「指定介護予防訪問介護」を「同号キ中「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、同項第5号オ中「別表第1第1項第4号エ」を「別表第2第1項第4号エ」に改め、同項第6号ア中「業務を」の右に「指定居宅サービス事業者、」を加え、「または」を「もしくは」に、「以外」を「または指定事業者以外」に改め、同号イ中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護(指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第1号に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「以外の介護予防サービスおよび地域密着型介護予防サービス」を「ならびに第1号訪問事業(指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)および第1号通所事業(指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)に係るサービス以外の居宅サービス、介護予防サービスおよび地域密着型介護予防サービスならびに第1号事業に係るサービス」に改め、同号ウ中

「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護および指定介護予防通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) 指定訪問介護または指定第1号訪問事業に係るサービス

(イ) 指定通所介護または指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

(ウ) 指定介護予防訪問看護

別表第10第2項第7号中「別表第1第1項第5号、第6号ウ(ア)、(ウ)から(オ)まで、(ク)および(サ)」を「別表第2第1項第5号(オを除く。)、第6号イからエまで、キおよびコ」に、「別表第6第1項第6号および第7号」を「別表第4第5項第2号ア、別表第7第6項(第3号を除く。)および第7項」に、「前項第5号アおよびイ、第6号(ウを除く。)ならびに」を「前項第6号(ウを除く。)および」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「別表第1第1項第5号ウ」を「別表第2第1項第5号ウ」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同項第6号ウ(サ)」を「同項第6号コ」に改め、「施設の利用に当たっての留意事項」を削り、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に、「医師」とあるのは「医師または」を「省令第140条の4第1項第11号」とあるのは「」に改め、「に規定する協力医療機関」を削り、「別表第10第2項第5号イ」を「別表第10第1項第1号に規定する介護予防特定施設サービス計画、同表第2項第5号イ」に、「別表第10第2項第7号」を「および別表第10第2項第5号オ」に、「および同項第7号において準用する同表第1項第5号イの規定による同意等の書類を」と、同号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防特定施設サービス計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」を「を」と、同号イ(ア)中「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改める。

別表第11第1項第3号エ中「ウ」を「エ」に、「別表第1第1項第3号オおよびクからコマまで」を「別表第2第1項第3号エおよびカからクまで」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号コ」を「同号ク」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。

別表第11第1項第4号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(ニ)を(オ)とし、(ウ)を(ニ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

別表第11第1項第4号ウ中「別表第1第1項第6号ア(ア)および(オ)を除く。)およびウ(イ)、(オ)および(ク)を除く。)」を「別表第2第1項第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコならびに別表第4第5項第1号イからキまで」に、「同号中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第6号中「看護職員等」に、「同号ア(カ)中「サービスの提供を行う期間が満了す

るまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号ウ(キ)を「同号カ」に改め、「限りでない」との右に「、別表第4第5項第1号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第1項第4号アおよび同号ウにおいて読み替えて準用するイ」とを加え、同項第5号エ中「別表第1第1項第9号(ウ)を「別表第2第1項第9号(ウおよびエ)」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「従業者」を「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」に改め、同項第6号イ中「別表第1第1項第7号(イ(オ))」を「別表第2第1項第7号(イ(オ)および(カ))」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に改め、同項第7号中「別表第1第1項第4号(コを除く。)、第5号」を「別表第2第1項第4号、第5号(オを除く。)」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号サ」を「同号コ」に、「同号シ」を「同号サ」に、「同号セ」を「同号ス」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同号オ」を「同号カ」に、「および別表第11第1項第5号ウ」を「ならびに別表第11第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウ」に、「同号イ(ク)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と、同号イ(イ)」を「同号イ(ク)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(ク)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(エ)」に改め、同表第2項第1号イ中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第2第1項第3号エおよびカからクまで」に、「およびイ」を「からウまで」に、「別表第1第1項第3号中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第3号中「看護職員等」に、「同号コ」を「同号ク」に改め、同項第2号中「別表第1第1項第4号(ケおよびコ)を「別表第2第1項第4号(ケ)に、「アを」を「アおよびオを」に、「第6号ア(ク)および(オ)を除く。))およびウ(イ)、(オ)および(ク)を除く。))」を「第6号イからエまで、カ、キ、ケおよびコ」に、「(イ(オ))」を「(イ(オ)および(カ))」に、「第9号(ウ)を「第9号(ウおよびエ)に改め、「ならびに第16号」の右に「、別表第4第5項第1号イからキまで」を加え、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号ア」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号サ」を「同号コ」に、「同号シ」を「同号サ」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「同号セ」を「同号ス」に、「オ中」を「カ中」に、「同項第6号ア中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と、同号ア(カ)中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号ウ(キ)を「同項第6号カ」に、「同号ウ(ク)」を「同号キ」に、「従業者」と、同項第11号イを「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ」に、「記録および」を「記録ならびに」に、「同表第1項第5号ウ」を「同表第1項第4号アに規定する介護予防福祉用具貸与計画および同項第5号ウ」に改め、「中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と、同号イ(イ)」を削り、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、

「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、別表第4第5項第1号オ中「サービスの提供を行う期間が満了するまでに」とあるのは「必要に応じ」と、同号キ中「ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する同表第1項第4号アおよび同表第2項第2号において読み替えて準用するイ」とを加える。

別表第12第3項第4号中「別表第1第1項第3号オおよびクからコまで」を「別表第2第1項第3号エおよびカからクまでならびに別表第11第1項第3号ウ」に、「同号中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第3号中「看護職員等」に、「同号コ」を「同号ク」に改め、同表第5項第3号中「別表第1第1項第6号ア(イ)から(ニ)まで、ウ(ア)、(ウ)、(ニ)、(カ)、(キ)、(ク)および(サ)」を「別表第2第1項第6号イからエまで、カ、ケおよびコ、別表第4第5項第1号イからエまで」に、「(ニ)および(オ)」を「(オ)および(カ)」に、「別表第1第1項第6号ウ(キ)中「訪問介護員等」を「別表第2第1項第6号カ中「看護職員等」に、「別表第11第1項第4号イ中「福祉用具貸与計画」とあるのは「特定介護予防福祉用具販売計画」と、同号イ(ア)」を「別表第11第1項第4号イ(ア)」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ニ)」に、「同号イ(カ)」を「同号イ(キ)」に改め、同表第6項中「別表第1第1項第4号(ケ、コおよびシ)」を「別表第2第1項第4号(ケおよびサ)」に、「(イ(オ))」を「(イ(オ)および(カ))」に、「ウを」を「ウおよびエを」に、「別表第1第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号ア」に、「訪問介護員等」を「看護職員等」に、「同号サ」を「同号コ」に、「同号セ」を「同号ス」に、「従業者」と、同項第11号イ(ア)中「介護予防訪問介護計画」とあるのは「特定介護予防福祉用具販売計画」を「従業者」と、同号イ中「指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる浴槽その他設備」とあるのは「設備」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第12第5項第1号に規定する特定介護予防福祉用具販売計画を」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ア)」に、「第4号ス」を「第4号シ」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(イ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(ニ)」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条または第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)または旧法第54条第1項

第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護もしくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 第4条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス基準条例」という。）別表第1第1項第2号イならびに第3号ウおよびキならびに同表第2項第1号イおよび第2号オの規定

(2) 第7条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス基準条例」という。）第3条第1号および第4条ならびに別表第1の規定

3 前項の場合において、旧指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第3号キ中「エまでおよびカに規定する基準を満たすこと」とあるのは「ウ（常勤のサービス提供責任者の数が3人以上であり、かつ、当該サービス提供責任者のうち指定介護予防サービス基準条例別表第1第1項第6号アおよびイに定める業務に主として従事する者の数が1人以上である同項第2号アに規定する指定介護予防訪問介護事業所において、当該業務が効率的に行われていると認められる場合に係る部分を除く。）まで、エおよびカに規定する基準を満たすこと」と、旧指定介護予防サービス基準条例別表第1第1項第3号ウ中「40」とあるのは「40（常勤のサービス提供責任者の数が3人以上であり、かつ、当該サービス提供責任者のうち第6号アおよびイに定めるサービス提供責任者の業務に主として従事する者の数が1人以上である指定介護予防訪問介護事業所において、当該業務が効率的に行われていると認められる場合にあっては、50）」と、同号キ中「エまでおよびカに規定する基準を満たしている」とあるのは「ウ（常勤のサービス提供責任者の数が3人以上であり、かつ、当該サービス提供責任者のうち第6号アおよびイに定めるサービス提供責任者の業務に主として従事する者の数が1人以上である指定介護予防訪問介護事業所において、当該業務が効率的に行われていると認められる場合に係る部分を除く。）まで、エおよびカに規定する基準を満たしている」とする。

4 付則第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス基準条例別表第1第1項第2号イならびに同項第3号ウおよびキの規定は旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、同表第2項第1号イおよび第2号オの規定は旧基準該当介護予防訪問介護の事業と同条第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について、それぞれ準用する。この場

合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）または旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護もしくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
 - (1) 旧指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第2号エならびに第3号エおよびサならびに同表第3項第1号エならびに第2号エおよびコの規定
 - (2) 旧指定介護予防サービス基準条例第3条第6号および第4条ならびに別表第6ならびに同表第1項第3号シ、第5号ウおよび第8号ならびに同表第2項第2号サおよび第3号において準用する別表第1の規定
- 6 前項の場合において、旧指定介護予防サービス基準条例別表第6第1項第2号ウ中「この限りでない」とあるのは「この限りでない。この場合において、指定介護予防通所介護事業者は、夜間および深夜に当該指定介護予防通所介護事業所の設備を宿泊サービスの事業の用途（当該指定介護予防通所介護事業所の用途以外の用途である場合に限る。）に供しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該宿泊サービスの内容その他必要な事項を知事に届け出なければならない」と、同項第8号中「準用する第16号イ」とあるのは「準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第 号）付則第6項の規定により読み替えて適用される別表第6第1項第2号ウの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」ととする。
- 7 付則第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス基準条例別表第6第1項第2号エならびに第3号エおよびサの規定は旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、同表第2項第1号エならびに第2号エおよびコの規定は旧基準該当介護予防通所介護の事業と同条第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する経過措置)
- 8 旧介護予防訪問介護の事業を行う者または旧介護予防通所介護の事業を行う者で、整備法附則第13条の規定により同条の表の下欄に定める指定を受けたものとみなされたものに係る第7

条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例別表第10第2項第6号の規定の適用については、同号ア中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。イにおいて「整備法」という。）附則第13条の規定により同条の表の下欄に定める指定を受けたものとみなされた者を含む。イにおいて同じ。）」と、同号イ中「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、整備法附則第11条または第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下イにおいて「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（ウにおいて「旧指定介護予防訪問介護」という。）、旧指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（ウにおいて「旧指定介護予防通所介護」という。）」と、同号ウ（ア）中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護もしくは旧指定介護予防訪問介護」と、同号ウ（イ）中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護もしくは旧指定介護予防通所介護」とする。

（規則への委任）

- 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 10 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第2号イ中「同号ウ」を「同号エ」に改める。